

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る約款等の変更について

### 1. 対象となる約款等について

「ガス小売供給約款（令和元年11月15日実施）」、「家庭用ガスセントラルヒーティング（GCH）契約（令和元年10月1日実施）」、「家庭用コージェネレーションシステム契約（令和元年10月1日実施）」、「時間帯別A契約（令和元年10月1日実施）」、「時間帯別B契約（令和元年10月1日実施）」、「空調用A契約（令和元年10月1日実施）」、「空調夏期契約（令和元年10月1日実施）」、「小型空調契約（令和元年10月1日実施）」、「コージェネレーションシステム契約（令和元年10月1日実施）」、「ガス灯契約（令和元年10月1日実施）」および「大口供給制度供給条件（令和元年10月1日実施）」に適用いたします。

### 2. 変更内容

#### (1) 単位料金の調整について

2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」における「エネルギー・食料品等の価格高騰による厳しい状況にある生活者・事業者への支援事業」の「電気・ガス激変緩和対策事業補助金」（以下、「本事業」といいます。）に基づき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの調整単位料金は、お客さまに適用される調整単位料金から支援補助単価を控除した単価を適用いたします。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。

#### (2) (1) の効力について

(1) は、本事業の終了とともに効力を失うものといたします。

### 3. 実施の期日

本変更内容は、2023年1月1日から実施いたします。